

平成30年5月1日より

# 高齢の障害のある方の 利用者負担軽減制度

の受付を開始します。

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用して  
いた方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した  
相当(類似)する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

## 償還の流れ

65歳に達する前5年以上  
対象の障害福祉サービスを利用等  
※詳細は裏面

対象の介護保険  
サービスを利用

利用者負担を事業所等に支払

利用者負担の償還

## 対象のサービス

ホーム  
ヘルプ

デイ  
サービス

ショート  
ステイ

※各サービスの詳細は裏面  
「対象となる方」をご覧ください。

**償還を受けるには、事前に区  
役所高齢者・障害者相談コー  
ナーへの申請書の提出が必  
要です。**

※今回の申請に加えて、毎年8月以降にも申請する  
必要があります。

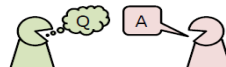
詳細は裏面をご覧ください

## 対象となる方

### 次の①～④を全て満たす方

①	<p>自立支援法全面施行(平成18年10月1日)以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、特定の障害福祉サービス(※1)の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービス(※2)を利用すること。</p> <p>※1 特定の障害福祉サービス : 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所          ※2 相当する介護サービス : 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護          (介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません)</p>
②	<p>利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度(65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度)において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。(申請時も同様。)</p>
③	<p>65歳に達する日の前日の障害支援区分(障害程度区分)が区分2以上であったこと。</p>
④	<p>65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。</p>

## よくある質問



**Q** 申請時に、こういった書類が必要になりますか？

**A** 過去の障害福祉サービスの支給決定通知書や介護保険サービス事業所より発行される領収書等の添付を求められることがあります。

なお、上記の書類がなくても申請可能な場合もありますので、詳細はお住まいの区役所高齢者・障害者相談コーナーまでお問合わせください。

**Q** 63歳の時に入院して、障害福祉サービスを利用していない期間があります。

この制度は対象になりますか？

**A** 長期入院等のやむを得ない事由により、障害福祉サービスの支給決定を受けていなかった場合など、この制度の対象になる場合があります。

## 各区役所 問合わせ先

区役所	所在地	電話番号
門司区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1	093-331-1881
小倉北区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒803-8510 小倉北区大手町1-1	093-582-3311
小倉南区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2	093-951-4111
若松区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1	093-761-5321
八幡東区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1	093-671-0801
八幡西区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3	093-642-1441
戸畑区役所高齢者・障害者相談コーナー	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1	093-871-1501

※電話番号は各役所の代表番号です。